

情報システム管理規程

現行	変更案	変更の理由
<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>⑧重要情報とは、「機密情報管理規程」第3条に別途定める社内機密情報（経営情報、営業情報、役員・従業員情報等）、個人情報（社内、取引先、メールアドレス帳等）及びその他、漏えいを禁止すべき情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条</p> <p>⑧重要情報とは、「機密情報管理規程」第2条に別途定める社内機密情報（経営情報、営業情報、役員・従業員情報等）、個人情報（社内、取引先、メールアドレス帳等）及びその他、漏えいを禁止すべき情報をいう。</p>	<p>指している対象が誤っていたため。</p>
<p>第7条 (7)</p> <p>①情報機器については、毎年12月に棚卸を実施する。</p> <p>②個人IDについては、毎年4月に棚卸を実施する。</p> <p>③アクセス権限については、毎年4月に棚卸を実施する。</p>	<p>第7条 (7)</p> <p>①情報機器については、各四半期末に棚卸を実施する。</p> <p>②個人IDについては、毎年11月に棚卸を実施する。</p> <p>③アクセス権限については、毎年11月に棚卸を実施する。</p>	<p>会社の決算月11月に基準を併せるため。</p>
<p>第12条</p> <p>3. アクセス権限は、毎年4月に見直しを行う。</p>	<p>第12条</p> <p>3. アクセス権限は、毎年11月に見直しを行う。</p>	<p>会社の決算月11月に基準を併せるため。</p>
<p>第13条</p> <p>重要情報は、暗号化を行わなければならない。</p>	<p>第13条</p> <p>重要情報を外部へ送付する際は、暗号化を行わなければならない。</p>	<p>外部に限定</p>
<p>第16条</p> <p>(6) 情報機器を社外へ持ち出すことは、原則禁止とする。ただし、業務上やむを得ない場合は、様式6「情報機器（ノートPC、USBメモリー等）持出し許可申請」に記入し部門長の承認を得るものとする。</p>	<p>第16条</p> <p>(6) 情報機器を社外へ持ち出すことは、原則禁止とする。ただし、業務上やむを得ない場合は、WF「情報機器社外持出申請」にて申請し承認を得るものとする。</p>	<p>実態に合わせて変更</p>
<p>第19条</p> <p>(3) パスワードは最長でも3ヶ月毎に変更しなければならない。</p>	<p>第19条</p> <p>(3) パスワードは、対象アカウントが共有・個人利用に関わらず利用者が退職した際に即座に変更しなければならない。また第三者へパスワードが漏洩またはその恐れがある場合は速やかに情報システム部へ報告し、変更を実施しなければならない。</p>	<p>PWの3ヶ月変更の有効性はないことが総務省より発表されており、内部リスクよりも外部漏洩リスクに重きを置き変更</p>
<p>第22条</p> <p>(6) 「Winny」、「Share」等ファイル交換ソフトウェアをインストールをしない。</p>	<p>第22条</p> <p>(6) 「Winny」、「Share」等ファイル交換ソフトウェアをインストールをしない。</p>	<p>誤字修正</p>
<p>第27条</p> <p>監視により得られたアクセスログ等については、滅失、き損されないために別サ</p>	<p>第27条</p> <p>監視により得られたアクセスログ等については、滅失、き損されないために別サ</p>	<p>実態に合わせて変更</p>

<p>サーバに保存する等必要な措置を講じ使用記録等を1か月に1度点検し、所定期間（1ヶ月）、安全な場所に保管する。</p>	<p>サーバに自動的に保存するように施し、エラー等が検出された場合はメール等で通知されるなど必要な措置を講じ、使用記録等を四半期に1度点検する。</p>	
<p>第28条 当社の業務に使用する情報システムのインフラについて、「インフラ管理基準」によって管理・運用する。</p>	<p>第28条 当社の業務に使用する情報システムのインフラは、安全性・耐障害性・持続可能性・快適性を踏まえ次の措置を講じるものとする。 (1) ネットワーク機器及び回線の冗長化やクラウドサービスの採用を行い、災害時などにおける業務停止時間を限りなく最小限にするようにする。 (2) PCおよびその周辺機器の予備を常に設けておき、不測の事態が発生した際にも、継続的に業務が遂行できる環境にする (3) ネットワーク面において業務に適した速度が保たれているかを監視し、業務支障がない様にする。また常に最新の技術情報を収集し業務効率化ツールの導入・検討に努める。</p>	<p>別途管理基準を設けず、規定に定めるように変更</p>

※そのほか、規定内に引用している別の規定・マニュアルに対してそれぞれ「」を付け加えた。

#### ソフトウェア管理基準

現行	変更案	変更の理由
<p>第4条 ソフトウェア管理担当者は、ソフトウェア管理責任者が指名した者とする。</p>	<p>ソフトウェア管理担当者は、ソフトウェア管理責任者が指名した者とする。管理担当者は利用ツール別に複数名指名してよいとし、業務上やむを得ない場合、情報システム部外でも指名できるものとする。</p>	<p>ツールによっては、情報システム部外の部署で管理運用しているケースがあるため</p>

以上